

見える化通信

個人データの利活用 権利保護とビジネス活動のバランスを



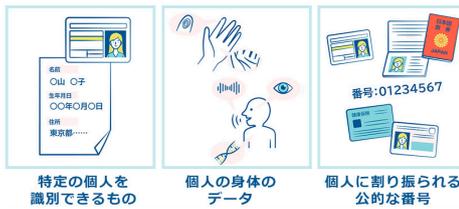
来年は個人情報保護法の見直しの年に当たります。政府は、法改正に向けた検討を進めていますが、個人の権利利益を守りつつ、企業のビジネス活動における負担をいかに抑えられるか、難しいバランスが求められています。

電機連合 政策部門

2015年改正では、位置情報や購買履歴などの個人データが商品やサービスの開発や販売促進へ活用される動きを受け、こうしたデータを個人情報とは切り

3度の大きな改正

■図表1 個人情報とは



出所) 政府広報オンライン『個人情報保護法』を分かりやすく解説。個人情報の取扱いルールとは?』より

個人情報とは、氏名、生年月日、住所、顔写真など特定の個人を識別できる情報や、身体データ、公的な番号などをいいます(図表1)。これらの情報は、個人のプライバシーに関わる一方、その活用を進めることで、行政や医療、ビジネスなどさまざまな分野でのサービス向上や業務効率化を図ることができま

個人情報とは

中間整理のポイントは図表3の通りです。第1に、顔認証の指紋などの生体データや、16歳未満の子どもの個人情報については、本人から企業に「利用停止」の要請があった場合には原則、停止や削除に応じるように求めています。第2に、現行法では、個人漏えい等があった際、企業は本人に速やかに通知することに加え、委員会に3〜5日以内に速報を報告する

2025年改正に向けたポイント

法改正内容を検討する個人情報保護委員会は、今年の6月に中間整理を公表しました。

■図表2 3度の大きな改正

2015年改正法(2017年5月全面施行)
<ul style="list-style-type: none"> 取り扱う個人情報の数が5,000人分以下の小規模事業者を対象化 匿名加工情報(注1)制度の創設 個人情報保護委員会の新設
2020年改正法(2022年4月全面施行)
<ul style="list-style-type: none"> 個人データの利用停止・消去等の請求権の拡充 漏えい等が発生した場合の個人情報保護委員会への報告及び本人通知の義務化 匿名加工情報(注2)制度の創設 データの提供先において個人データとなることが想定される「個人関連情報」について、第三者提供にあたっての本人同意が得られていること等の確認を義務付け
2021年改正法(2022年5月施行)
<ul style="list-style-type: none"> 別々に定められていた民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人のルールを集約・一体化

注1) 特定の個人を識別できないように加工し、復元できないようにした情報
注2) 一定の措置を講じて個人情報を加工し、他の情報と照合しない限り特定の個人を識別できないようにした情報
出所) 政府資料をもとに電機連合作成

分け、「匿名加工情報」としてその活用を促しました。一方で、2020年改正では、個人の権利保護を目的に、個人が望まないデータの利用停止を企業に求める権利を拡大しています。

電機連合では、データ利活用はあらゆるビジネスに欠かせないものであり、権利保護とのバランスをとって進めていくことが必要だと考えます。議論内容を注視し、必要であれば、組織内議論などを通じて意見提起を行っていきます。

権利保護とビジネス活動のバランスを

■図表3 中間整理のポイント

個人の権利利益のより実質的な保護	<ul style="list-style-type: none"> 生体データは本人からの申告で原則削除【権利保護】 16歳未満の子どもの個人データは本人からの申告で原則削除【権利保護】
実効性のある監視・監督体制	<ul style="list-style-type: none"> 情報漏えい等の報告・本人通知の緩和【企業負担緩和】 違反行為への課徴金や団体訴訟制度の導入は検討を継続【権利保護】
データ利活用に向けた取り組みに対する支援等	<ul style="list-style-type: none"> 公益性の高い生成AI基盤等で個人データを学習する際、本人同意は原則不要【企業負担緩和】

出所) 政府資料をもとに電機連合作成

義務がありますが、これを原則30日以内の確報のみとし緩和しています。なお、違反行為への課徴金や団体訴訟制度の導入は検討を継続としています。これは経済界からの企業活動の委縮につながるなどの反対を受けてのものです。第3に、公益性の高い生成AI(人工知能)の基盤モデルで個人データを学習する際は、病歴などの情報でも原則的に本人から同意を得ることを不要としています。